

公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、競争入札に参加する者に必要な資格を認定するため、次のとおり入札参加資格申請を受付ける。

令和6年11月8日

佐久水道企業団

企業長 柳田 清



1 入札参加資格の種類

物品製造等の業務

物品の購入、製造、委託等の業務について、それぞれ資格を付与します。

2 入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日とします。

ただし、令和10年4月1日以降においても令和10年度の入札参加資格が認定される日までは有効とします。

3 受付期間

期間：令和6年12月2日（月）から令和6年12月25日（水）まで（土・日曜日、祝日を除く。）

時間：午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで

方法：持参又は郵送（郵送の場合は期間内の消印のあるものに限ります。）

4 受付場所

佐久水道企業団 総務課 庶務係

5 提出書類

- ① 競争入札参加資格審査申請書（佐久水道企業団ホームページに掲載。）
- ② 委任状（主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）
- ③ 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（法人の場合に限る。）
- ④ 身元証明書（個人の場合に限る。）
- ⑤ 財務諸表類（審査基準日（令和6年10月1日）直前の営業日のもの）
- ⑥ 納税証明書（下記ア、イそれぞれ提出すること。）

ア 都道府県又は都道府県出先機関発行の「事業税」に未納がないことが確認で

きる納税証明書(委任先のある場合、委任先所在地の都道府県発行のもの)
イ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」に未納がないことが確認できる納税
証明書

【長野県を行う入札参加資格審査の申請を行った場合は、③～⑥の書類の提出を省略できます。】

6 申請書類

- (1) 物品製造等の業務の申請書は佐久水道企業団ホームページに定める様式とします。
- (2) 長野県を行う入札参加資格審査の申請を行った場合は、申請書だけ、委任先がある場合は申請書と委任状を提出して下さい。
- (3) 申請書以外の添付書類については、特に様式の定めはありません。
- (4) 提出書類確認票(物品製造等)を企業団ホームページよりダウンロードしてご利用下さい。

7 提出部数

申請書等の提出部数は、正本1部です。

- (1) 申請書類のサイズはA4版とし、市販のフラットファイル(A4版)に綴じ込んで下さい。なお、色の指定はありません。(表・背表紙に、商号又は名称を記載して下さい。)
- (2) 長野県を行う入札参加資格審査の申請を行った場合は、サイズA4版とし申請用紙(委任先があれば委任状も)をそのまま提出してください。フラットファイルへ綴じこむ必要はありません。
- (3) 郵送で申請する場合には、受付票を返送するための110円切手を貼った封筒(返送する受付票がハガキの場合は不要)を同封して下さい。

8 審査結果

審査の結果については、資格を付与できない者に限り通知します。(長野県の令和7・8・9年度競争入札参加資格(製造・買入れ・その他)が付与されない場合、当企業団の資格も付与されません。)

問い合わせ先及び郵送先

〒385-0054
長野県佐久市跡部101番地
佐久水道企業団 総務課 庶務係
TEL0267-62-1290